

「愛知県農業水産局及び農林基盤局所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領」（令和3年3月24日付け2農総第411号農林基盤局長）新旧対照表

改 正	現 行	備 考
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（余裕期間）</p> <p>第4条 余裕期間は、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲で設定することができる。<u>ただし、現場条件等により、この期間を超える余裕期間を設定する必要がある場合は、発注者はその理由を整理のうえ設定することができる。</u></p> <p>2～5（略）</p> <p>（全体工期、工事の始期及び終期）</p> <p>第5条 発注者は、全体工期をあらかじめ定め、特記仕様書に明示することとする。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第6条～第9条（略）</p> <p>付 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>この要領は、令和5年1月10日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（余裕期間）</p> <p>第4条 余裕期間は、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲で設定することができる。</p> <p>2～5（略）</p> <p>（全体工期、工事の始期及び終期）</p> <p>第5条 発注者は、全体工期をあらかじめ定め、特記仕様書<u>等</u>に明示することとする。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第6条～第9条（略）</p> <p>付 則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>（新設）</p>	